2008 年 9 月 17 日

島根大学総務担当理事
松本　次好 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 佐々有生

3 月の組合との合意にもとづいた
有期雇用職員の正規職員への登用を早期に実施してください (要求書)

島根大学と島根大学職員組合は 2008 年 3 月 13 日に団体交渉の中で，大学側から提示された非常勤職員制度の見直し案について交渉をおこない，その中で 2008 年 3 月 31 日現在に在職中の非常勤職員の待遇と，非常勤職員 (4 月 1 日から有期雇用職員と変更) の正規職員への登用制度について提案を受けました (待遇については後に妥結).

提示された有期雇用職員の正規職員への登用制度については，待遇の問題と一体のものであり，妥結の前提でした.

ついては，下記のとおり要求いたします.

記

1. 島根大学は 3 月の組合との団体交渉で提示した有期雇用職員の正規職員への登用制度を早期に実施に移してください.

ただし，3 月の団体交渉の中で貴職が提示された制度内容は以下のとおりでしたので，附記します.

1. 制度内容
   1 回の雇用期間が最大 3 年の常勤任期付職員に登用し，勤務状況において特段の不都合がない場合は任期を付さない常勤職員へ転換する制度を構築する.
2. 試験の要領
   (a) 大学卒業程度の教養の筆記試験と面接試験
   (b) 対象職員は 3 年以上在職の有期雇用職員．その中にはその年度内において雇用期間が 3 年以上になるものを含む．この件に関しては交渉過程で次の点も確認されている.
      - 年齢制限はつけない
      - 産休，育休について，その前後が連続した雇用としてカウントされる
      - 社会通念上連続した雇用であれば連続した雇用としてカウントされる
   (c) 採用予定数は毎年 1 名程度
   (d) 合格者名簿搭載制度によって採用する有効期間は名簿作成から 2 年で，新たな名簿が作成されるまで有効とする

以上